

【重要】令和8年診療報酬改定による 選択式コメントの変更抜粋

いつもお世話になり、ありがとうございます。

下の抜粋は一部の例であり、選択式コメント全般については、診療報酬請求書・明細書の記載要項または下の URL を参照ください。

<http://www.sky.sh/orca/rececom/rececom202606.php>

●診療情報提供料（１）

- 令和8年6月以降のレセプト記載要項
情報提供先を記載すること。
- 令和8年6月以前のレセプト記載要項
(保険医療機関以外の機関へ診療情報を提供した場合) 情報提供先を記載すること。

令和8年6月以降は（保険医療機関以外の機関へ診療情報を提供した場合）が消えたため「診療情報提供料1」を算定する場合は、すべてのケースで情報提供先の記載が必要です。

- 令和8年6月以降のレセプト記載要項に追加
直近3月のCPAP1日平均使用時間

852100017	前月のCPAP 1 日平均使用時間
852100018	2 月前のCPAP 1 日平均使用時間
852100019	3 月前のCPAP 1 日平均使用時間

- ・令和8年6月以降のレセプト記載要項
（当該患者が有料老人ホーム等以外で死亡した場合）死亡前24時間以内に行った訪問診療の年月日及び時刻を記載すること。

- 令和8年6月以前のレセプト記載要項
(当該患者が在宅以外で死亡した場合) 死亡前24時間以内に行った訪問診療の年月日及び時刻を記載すること。

令和8年7月請求分から10月請求分までの間は、四肢加算に対するコメント記録がない場合には、「要確認エラー」となります。11月請求分からは「受付不能エラー」になります。

本件の具体的な労災レセプト記載要項は、現在のところ公表されておられません。

—以上—